

多胎児家庭サポート事業のご案内

支援員が外出に同行し、援助を行います

1 利用できる方

さいたま市に住民登録があり、1歳未満の多胎児を養育する家庭



2 サービスの内容

支援員が多胎児の育児支援や乳幼児健康診査等の外出への同行サービスを行い、保護者のお手伝いをします。

育児支援 授乳の手伝い、おむつ交換、沐浴など

外出支援 外出に関する準備、外出先である医療機関等での付き添い、多胎児やその兄弟姉妹の見守りなど

保護者同伴時のサポートサービスであり、支援員がひとりで育児支援や外出支援をすることはできません。

体調不良（感染症等）の方がいる場合は、サービスを提供することができません。

詳細は別紙「提供できるサービスの内容（できること、できないこと）」をご覧ください。

3 利用期間・利用日数

- ※ 期間：多胎児が1歳になる前日まで
利用上限回数：15回まで（原則1日1回）

4 派遣時間

午前9時から午後5時まで（1回1時間以上3時間以内）

※外出支援をご利用の場合は、自宅までの往復にかかる時間を含みます。

※日時については応相談（ご希望の日時に必ず対応できるとは限りません）

5 利用料金等

(1) 利用料金

1時間あたり 500円

※生活必需品の買い物、その他のサービス等をおこなう際の交通費及び品物代等の実費が別途かかります。

以下の世帯に該当する方は、下記の料金で利用できます。

申請時の世帯の状況	利用料
・生活保護世帯等	0円/時間
・市町村民税非課税世帯 ・ひとり親家庭等医療費受給世帯	250円/時間

※電子申請時に同意書に署名の上、ご提出ください。

(2) キャンセル料

利用日時を変更(中止)する場合は、訪問日の直前の営業日の午後5時までに、支援員を派遣する事業者(事業所)にご連絡ください。連絡がないときは、キャンセル料(1,000円)がかかります。

例) 訪問日が4月5日で、4月3日と4日に事業所が休業している場合
直前の営業日の午後5時 → 4月2日の午後5時

6 利用方法

下記のさいたま市のホームページから各事業所の派遣可能地域をご確認の上、事業所へ直接お電話で利用についての問い合わせをしてください。利用についての問い合わせから支援員の派遣までは、下記のとおりです。

- ①事業所へ利用についての問い合わせ（申込者の住所等の状況の聞き取りやサービス内容の説明を行います。）
- ②事業所の決定（聞き取った内容をもとに派遣の可否を確認し、ご連絡します。）
- ③電子申請（子育て支援課よりサービス利用開始のための電子申請のご案内をします。）
- ④支援員派遣（③の申請に対する決定後、支援員を派遣します。）

さいたま市ホームページ（右のQRコードからもご確認いただけます。）

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/011/p120391.html>



---問い合わせ---

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 支援係

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960